

死亡労働災害多発緊急警報発令！

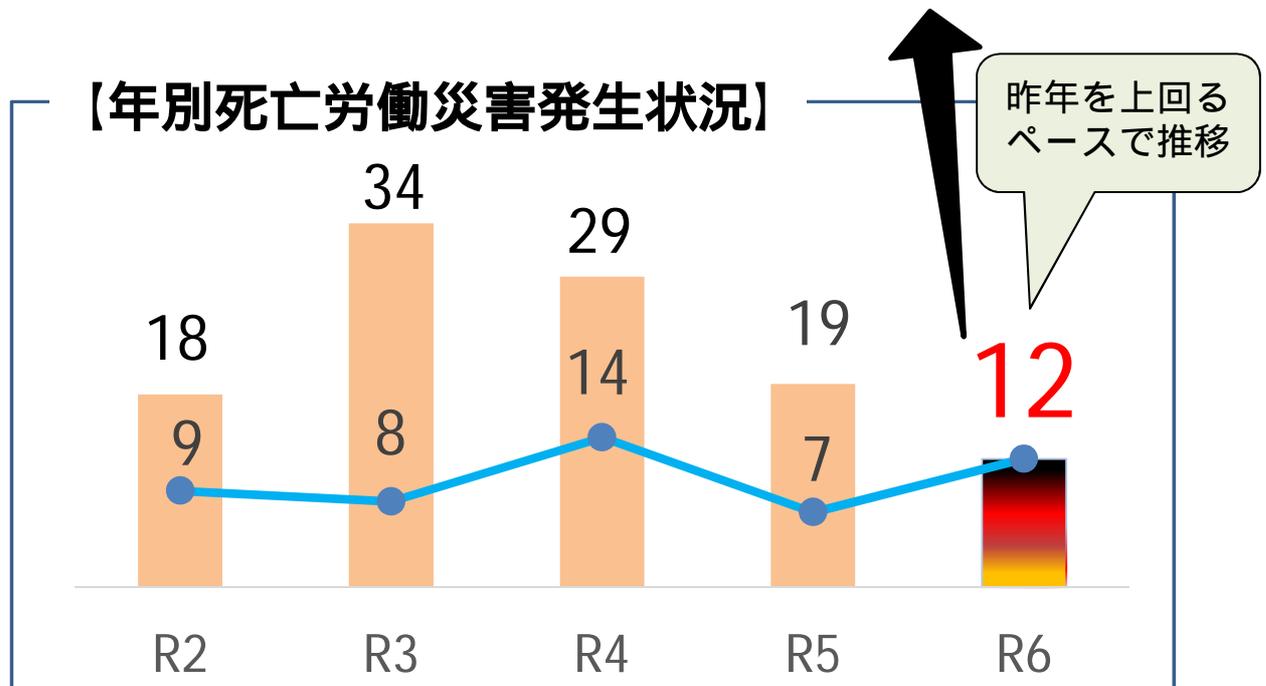


～死亡労働災害を発生させない取組みを～

建設業で【6人死亡】

はさまれ・巻き込まれ【3人死亡】

交通事故【3人死亡】



令和6年の数値は6月6日現在の速報値であり、また、折れ線グラフは令和6年同期比の人数

埼玉労働局管内では、現在死亡労働災害が多発しています。

死亡労働災害多発と全国安全週間準備期間であることに鑑み、ここに「死亡労働災害多発緊急警報」を発令し各事業場に対し、基本的な安全措置の徹底を求めます。

これら死亡労働災害は、県内の広い範囲において発生していることから、県内すべての地域・業種において労働災害防止にかかる意識の高揚を図る必要があります。

各事業場においては、安全衛生活動の総点検をお願いします。

1 安全作業の徹底

リスクアセスメントを実施し、安全な作業計画、作業手順を徹底するため、安全衛生教育を確実に実施し、基本的な安全措置を徹底すること。

2 機械によるはさまれ・巻き込まれ災害の防止

安全装置が有効に保持されているか確認すること。また、適正に使用されているか作業内巡視等により確認すること。

3 交通災害多発による対策の徹底

過労運転を防止するため、十分な休憩・睡眠時間を確保すること。
交通安全教育を実施すること。

4 高所からの墜落・転落・踏み抜き

高さ2メートル以上の高所作業では、囲い・手すり等を設けた作業床を確保すること。

5 移動式クレーン・重機による災害

アウトリガーは最大張り出しとし、過負荷防止装置を有効保持して、定格荷重の範囲内で適切に使用すること。路肩、傾斜地等で使用する場合は、誘導者を配置すること。

6 熱中症予防対策

定期的な水分・塩分の摂取、こまめな休憩をとること。管理者が頻繁にその状況を確認すること。

20240606

